

# 平成29年分 町県民税申告・所得税の確定申告

【期間】2月16日(金)～3月15日(木)の役場開庁日  
 【時間】9時～16時30分(木曜日は19時まで受付)  
 【場所】役場1階101会議室  
 【問合せ先】税務課 税務係 ☎65・1076



## 桂川町での申告受付日程表

月	日	曜日	対象	月	日	曜日	対象
2月	16日	金	農業所得	3月	1日	(木)	土居三・平山一
	19日	月	農業所得		2日	金	土師五・天道・グレインヒルズ
	20日	火	笹尾一		5日	月	土師一・土師七
	21日	水	笹尾二		6日	火	土師二
	22日	(木)	土居二・二反田団地		7日	水	土師六・土師八
	23日	金	瀬戸・九郎丸		8日	(木)	土居一
	25日	日	平日に申告できない方 (9時～16時30分)		9日	金	吉隈一・吉隈二・土師三
	26日	月	寿命・土師十		12日	月	吉隈三・弥栄・桂ヶ丘
	27日	火	中屋・土師四・泉ヶ丘団地		13日	火	第一豆田・貴船・椿
28日	水	豆田・土師九・吉隈本町	14日	水	内山田・平山二		
				15日	(木)	全行政区	

※(木)は19時まで受付 ※日程の都合が悪い場合、他行政区の日でも申告できます  
 ※飯塚税務署でも申告できます

- ①マイナンバーの記載(※注1)
- ②申告者本人の本人確認書類(※注2)の提示または写しの添付が必要です。

(※注1)  
 扶養親族等がいる場合は、扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です  
 (※注2) 本人確認書類の例  
 例1…マイナンバーカード  
 例2…マイナンバー通知カードと  
 運転免許証・被保険者証など

## 平成29年分税申告期限と納期限

【所得税および復興特別所得税・贈与税】

3月15日(木)まで

【個人事業者の消費税および地方消費税】

4月2日(月)まで

※申告書等の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「作成コーナー」で検索

## 飯塚税務署での申告

【申告会場開設日】2月16日(金)から

(土・日・祝日は休み)(飯塚市芳雄町13-6)

【受付時間】9時～16時

※受付時間終了間際は大変混雑するので、お早めにご来場ください

※申告書を書面で提出する方は、郵送でお早めをお願いします

## 確定申告インフォメーション

### 公的年金等受給者の方へ

次の①②いずれも満たす場合、その年分の所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、住民税の申告が必要な場合があります。

- ①公的年金等の収入金額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

### 医療費控除を受けられる方へ

○平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。(※注2)

○医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。  
 ○明細書の記入内容の確認のため、確定申告から5年間、税務署から領収書(医療費通知に係るものを除く)の提示又は提出を求める場合がありますので、ご自宅等で保管してください。

### 申告書の作成はご自宅等から作成が可能です

確定申告書の作成は国税庁のHPからダウンロードできる様式を使用し、ご自宅などで作成が可能です。詳細については、国税庁HPをご覧ください。

ご覧ください。

【国税庁HP】  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

※1 スイッチOTC医薬品…要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

※2 医療費控除の明細書は国税庁HPからダウンロードできます